

北海道病理医会会則(改正)

H21年2月1日改正(下線部が改正点)

北海道病理医会会則

第一章 総則

第1条 北海道病理医会(Hokkaido Society of Hospital Pathologists HSHP)は、日本病理学会北海道支部に所属する会員の病理医、ならびに本会に深い関心を有する人により構成される。

第2条 本会は会員相互の連絡と親睦を図り、会員の専門能力と社会的地位の向上を期し、以て国民医療の発展に寄与することを目的とする。

第3条 本会は日本病理学会北海道支部長の委託を受けて次の事業を主催する。

- (1)学術研究会(標本交見会)
- (2)病理診断や細胞診に関する講習会
- (3)その他

第二章 会員

第4条

- (1)入会を希望する人は会員1名の推薦を添えて会長に申し出、承認を受ける。
- (2)退会を希望する人はその旨を会長に通知する。
- (3)本会に多大の貢献をした会員は会長の推挙および総会での過半数以上の賛成で名誉会員とすることができる。

第三章 役員

第 5 条 本会に次の役員を置く。

北海道病理医会会長（代表者） 1 名

北海道病理医会副会長（副代表）1 名

標本交見会担当幹事 1 名

庶務・会計担当幹事 1 名

選挙管理委員 1 名

監事 1 名

第 6 条 役員任期は、標本交見会担当幹事は 1 年、その他は 2 年とし、再任を妨げない。

会長任期は通算2期4年とする。

第 7 条 病理医会会長は北海道病理医会会員全員による郵便投票により選出される。

第 8 条 病理医会副会長および標本交見会担当幹事、庶務・会計担当幹事、選挙管理委員、監事の各委員は病理医会代表者会議での互選または病理医会会長の指名により決められる。

第 9 条 病理医会会長は北海道病理医会を代表し、会の運営を総括する。

第 10 条 病理医会会長は日本病理学会北海道支部の診断病理業務担当幹事を兼務する。（また同時に日本病理学会北海道支部長を兼ねることができる。）

第 11 条 病理医会副会長は会長を補佐し会長不在の際はその用務を代行する。

第 12 条 役員併任は妨げない。

第四章 会議

第 13 条 本会の審議、議決機関として病理医会代表者会議と総会をもつ。

第 14 条 病理医会代表者会議メンバーの定員は 15—20 名程度とし、病理医会会長が各代表的施設から代表者を指名し、代表者会議で承認を得て、総会で決定する。

第 15 条 病理医会代表者会議は病理医会会長の発議により適宜開催することができる。

第 16 条 総会は年 1 回開催され、病理医会代表者会議により討議を経た年間の事業、会計等につき審議、承認する。

第 17 条 病理医会会長あるいは病理医会代表者会議の発議により臨時総会を随時開催することができる。

第五章 会計

第 18 条 本会の事業は日本病理学会北海道支部よりの醸出金および会計により運営される。会計年度は 4 月 1 日から 3 月 31 日とする。

第 19 条 本会の会費は病理医会代表者会議で審議し、総会の承認を得て決められる。

第 20 条 本会の会計は監事により監査を受け、また日本病理学会北海道支部総会の承認を得る。

第六章 雑則

第 21 条 本会則の改変は総会において協議し、出席会員の過半数以上の同意を得なければならない。

第 22 条 本会は平成 16 年 9 月 11 日より施行する。

付則

1) 病理医会会長の選出は選挙管理委員が改選年の 2 月に施行し、3 月末までには病理医会会長の選出を行う。

2) 病理医会会長選出の郵便投票に際しては 1 名記名とし、選挙資格および被選挙資格は前年度までの会費完納者とする。

3) 病理医会代表者会議メンバーおよび役員に年齢制限を設けないが、病理医会会長の選任にあたっては病理学会役員¹の年齢規程に準じる。

4) 次期病理医会会長の選出にあたって選挙管理委員は病理医会会長の他 1 名の選挙立会人を会員の中から指名し、開票し病理医会会長を決定する。

5) 会費は 2000 円、施設会費(標本交見会スライド送付施設費)は 2000 円とする。名誉会員よりは会費は徴収しない。

日本病理学会北海道支部及び北海道病理医会機構図

